

議案第 12 号

橋本市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について

橋本市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和元年 6 月 10 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

橋本市災害弔慰金の支給等に関する条例(平成 18 年橋本市条例第 35 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(利率及び保証人) 第 14 条 略</p> <p>2 <u>災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てなければならぬ。</u></p> <p>3 <u>前項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第 9 条の連約金を包含するものとする。</u></p> <p>(償還等) 第 15 条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 償還免除、一時償還、連約金及び償還金の支払猶予については、法第 13 条第 1 項、令第 8 条から第 11 条までの規定によるものとする。</p>	<p>(利率) 第 14 条 略</p> <p>(償還等) 第 15 条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 償還免除、保証人、一時償還、連約金及び償還金の支払猶予については、法第 13 条第 1 項、令第 8 条から第 12 条までの規定によるものとする。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の橋本市災害弔慰金の支給等に関する条例第 14 条及び第 15 条第 3 項の規定は、平成 31 年 4 月 1 日以降に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。